

# 第 13 期東京都福祉のまちづくり推進協議会の 審議事項等について

## 1 協議会の概要

- 知事の諮問に応じ調査審議するための附属機関として、福祉のまちづくり条例に基づき設置（平成 7 年 3 月設置）
- 条例定数 30 名以内  
→ 第 13 期の委員数は 29 名  
（学識経験者、民間事業者、障害者団体等の都民、関係行政機関）
- 任期 2 年  
→ 第 13 期の任期は令和 3 年 2 月～令和 5 年 1 月
- 専門的事項を審議するための専門部会を下部組織として設置
- 「東京都福祉のまちづくり推進計画（資料 2-2 参照）」に関する事項及びその他福祉のまちづくりの推進に関する事項を審議事項として、各期ごとに設定

## 2 第 12 期の審議事項

- 「東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」をテーマとして審議し、令和 2 年 10 月に意見具申（資料 2-3 参照）

## 3 現状と課題

- 都は、東京 2020 大会開催とその先を見据えて、平成 31 年 3 月、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定

- また、国等の動向を踏まえ、観覧席のサイトラインの確保や宿泊施設の客室、公共交通施設の移動等円滑化経路の最短化・複数化などの基準に関する福祉のまちづくり条例施行規則を改正
  - 東京 2020 大会で使用する都立競技施設の設計段階において、当事者、専門家の参加によるアクセシビリティ・ワークショップを開催し、誰もが利用しやすい都立競技施設を実現
  - 東京 2020 大会を契機としたこれらの取組等により、当事者参画の取組の推進、大会会場周辺を中心とした施設整備等、情報バリアフリーや心のバリアフリーなどのバリアフリー施策を推進
  - 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、東京 2020 大会が延期(オリンピックは令和3年7月23日から8月8日まで、パラリンピックは令和3年8月24日から9月5日まで)
- ⇒ 東京 2020 大会を契機としたこれまでの取組を踏まえつつ、新しい日常において、全ての人々が平等に社会参加し、安全、安心、快適に過ごせる社会を実現するため、バリアフリー推進の在り方等を検討する必要がある。

## 4 審議テーマ案

10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について

ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人々が暮らしやすく、訪れやすいまち東京の実現を目指して、東京 2020 大会を契機としたこれまでのバリアフリー化の取組の成果を検証し、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を踏まえて、10 年後を見据えた新しい日常におけるバリアフリーを推進するための施策の方向性を検討する。

(主な検討事項)

- 東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開
- 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実
- 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進
- その他、バリアフリーの推進に関する検討事項 など

## 5 今後のスケジュール

別紙のとおり